

## よくあるご質問

Q 1. 受診勧奨（重症化予防）の目的は？

A 1. 健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」または「要精密検査」と判定された方のうち、医療機関へのご受診が確認できていない方について、早期にかかりつけ医等の医師にご相談いただき、高血圧症や糖尿病等の生活習慣病の重症化及び合併症の発症を予防することを目的としています。

Q 2. 受診ご案内の対象者の選定条件となっている検査値（血圧値・血糖値）は、どのような基準値ですか？

A 2. 一次案内は、日本人間ドック学会における要治療・要精密検査の基準値及び協会けんぽの生活習慣病予防健診における要治療の基準値です。  
二次案内における血圧値は、日本高血圧学会におけるⅢ度（重度）高血圧判定値であり、血糖値は、日本糖尿病学会における「血糖コントロール指標と評価」が「不可」の値です。

Q 3. 一次案内が健診受診の半年後となるのはなぜですか？

A 3. 健診受診後 3 ヶ月までの間に医療機関をご受診されているかを、医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）により確認のうえ、ご案内を作成していますので、お時間を要しております。

Q 4. 宛名（住所）が異なっているので、住所変更したいのですがどうすればいいですか？

A 4. お勤め先を通して、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

Q 5. 保有する健診結果データ等を活用し受診勧奨を実施することは、個人情報の取扱の上で、法的に問題はないのですか？

A 5. 協会けんぽでは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、保有する個人情報の利用目的を定めており、この範囲内で必要な個人情報を活用し、本事業を実施しています。

【個人情報の利用目的】（抜粋）

3. 保健事業及び福祉事業に関する利用目的

(1) 協会の内部での利用に係る事例

- ・健康の保持増進のための健診、保健指導及び健康相談の実施
- ・健診（事業者健診結果の取得を含む）、保健指導等の勧奨業務
- ・健康の保持・増進のための調査、分析研究事業
- ・高額医療費・出産費に係る貸付事業
- ・健康の保持増進・福祉の増進のための必要な事業
- ・生活習慣病の重症化予防事業
- ・重複受診等に係る適正受診の勧奨

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・医療機関等への健診、保健指導及び健康相談の委託
- ・健診事業・保健指導事業に必要な帳票等の作成、データ管理等
- ・健診（事業者健診結果の取得を含む）、保健指導等の勧奨業務
- ・健康の保持・増進のための調査、分析研究事業
- ・生活習慣病の重症化予防事業に係る通知の作成及び効果分析等

Q 6. 勤め先へ連絡が行くことはありますか？

A 6. 原則として、一次案内はご自宅へ送付します。二次案内につきましては、ご自宅等の連絡先が不明の場合は、お勤め先を通してお電話させていただく場合がございますので、一次案内に掲載されています回答欄に、ご自宅等の連絡先をお知らせください。

Q 7. かかりつけ医がなく、どこで受診すればよいかわからないのですが？

A 7. 厚生労働省のホームページで公開している『医療機能情報提供制度（医療情報ネット）』等を活用して、ご自身が利用しやすい医療機関を選択し、かかりつけ医を持つように心がけましょう。インターネットがご利用になれないなどの場合は、協会けんぽ支部の保健グループへご連絡ください。

[医療機能情報提供制度（医療情報ネット）](#)

→住民・患者の皆さまによる医療機関の適切な選択を支援することを目的として、平成18年の第五次医療法改正により導入されています。病院等に対し、医療機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務づけるとともに、報告を受けた都道府県知事はその情報を住民・患者の皆さまへ提供する制度です。